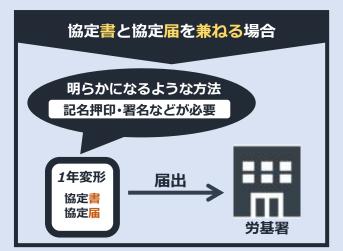
Q1

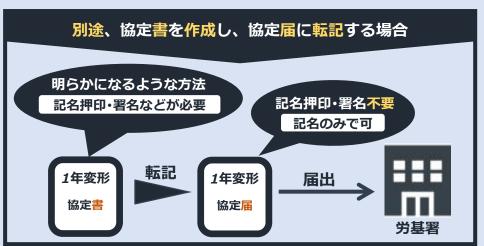
押印原則の見直しにより、労使双方の記名押印・署名は、

不要になったのですか?

協定書と協定届を兼ねる場合 労使双方の記名押印・署名などが必要となります。

引き続き、協定は、**記名押印・署名など**労使双方の**合意**が なされたことが**明らかとなる方法**により**締結**してください。



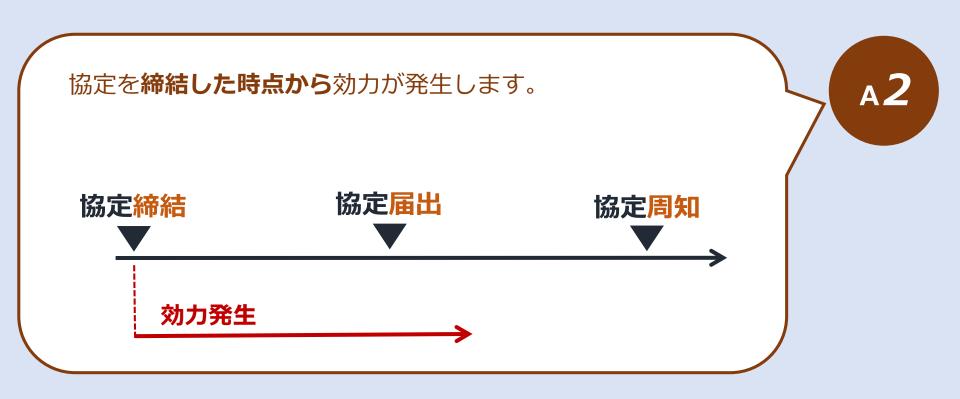


F A Q

Q**2**

1年単位の変形時間制**協定の効力**(刑事免罰効力)は、

どの時点から発生するのですか?



過去に遡及した対象期間を設定して、

協定を締結することは**可能**ですか?

協定の締結は、制度の導入の要件であるため、

遡及して**協定**を締結することは**できません**。



対象期間の一部に遡及した期間を含んで締結された協定は、 全体として**無効**となります。

Q4

対象期間の途中で、労使の合意により、協定を解約したり、 所定労働日・所定労働時間を変更することは**可能**ですか?

1年単位の変形労働時間制は、

業務の繁閑に計画的に対応するための制度です。



このため、労使の合意があっても、対象期間の途中で、

解約や**変更**をすることは**できません**。

所定休日を振**り替え**ることができますか?

業務の都合により任意に労働時間を変更することがないことを 前提とした制度です。

通常の繁閑などにより、休日の振替をすることは**できません**。

ただし、特定した時点では、**予期することができない事情**が生じ、**やむを得ず**振替を行わなければならないことまで**認めない趣旨ではありません**。

休日振替

原則

通常の繁閑などにより、休日振替はできない。

例外

協定を締結した時点では、 **予期することができない事情**が生じ、 **やむを得ず**振替を行わなければならない場合



- 就業規則に「休日振替を必要とする場合に、休日振替ができる」旨を規定し、 あらかじめ振替日の特定して振り替えること。
 - 休日振替の**具体的事由と振り替えるべき日**を規定することが**望ましい**こと。
- **②** 対象期間の**連続労働日数**を**6日以内**とすること。
- ❸ 特定期間の連続労働日数を12日以内とすること。

休日振替 により発生する 時間外労働

1 同一週内で所定休日を振り替えた場合(所定労働時間≦8時間/日)



振替後



所定休日(所定労働時間0時間)であった1日目は、所定労働日(所定労働時間8時間)となりましたが、法定労働時間(8時間)を超えませんので、時間外労働は発生しません。

休日振替 により発生する 時間外労働

2 同一週内で所定休日を振り替えた場合(所定労働時間 > 8時間/日)







所定休日(所定労働時間0時間)であった1日目は、所定労働日(所定労働時間9時間)となり、 法定労働時間(8時間)を超えますので、時間外労働(1時間)が発生します。

1年単位の変形時間制において、**どの時間**が

時間外労働(割増賃金の支払対象)となるのですか?

時間外労働となる時間は、次のいずれかに該当する時間です。

1日について

- ・所定労働時間 > 8時間 … その所定労働時間を超えた時間
- ・所定労働時間 ≦ 8時間 … 8時間を超えた時間

2 1週間について

- ・所定労働時間 > 40時間 … その所定労働時間を超えた時間
- ・所定労働時間 ≦ 40時間 … 40時間を超えた時間

(●での時間外労働時間を除く)

❸ 対象期間の全期間

・法定労働時間の総枠を超えた時間 (①または②での時間外労働時間を除く)

а**б**

Q7

途中退職者や途中採用者について、

どのように計算して**賃金清算**するのですか?

時間外の割増賃金の計算の例により計算します。

 清算時間数
 = 実労働時間数
 (40 × 7)
 実労働期間の暦日数
 時間外労働時間数

清算賃金額 = 清算時間数 × 割増賃金の時間単価 × 0.25

AZ

89

労働者の過半数代表者を選出する際

管理監督者は、全労働者の人数に算入させるのですか?

管理監督者は、労働者であることから、当然、算入します。



管理監督者は、過半数代表者になることはできません。

Q**9**

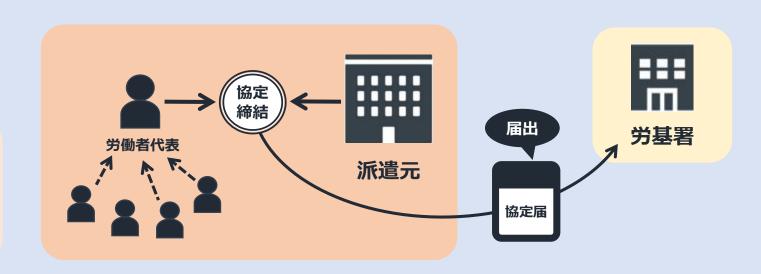
派遣労働者を対象者とする場合、協定を締結するのは、

派遣元または**派遣先**のどちらとなりますか?

派遣元の事業場において、

協定を**締結・届出**する必要があります。





特別の配慮を要する者に対する配慮とは、何ですか?

育児・介護・職業訓練などに必要な時間を

確保できるよう**配慮**をしなければなりません。



- ·育児を行う者、
- ・老人等の**介護**を行う者、
- ・職業訓練または教育を受ける者
- ・その他特別の配慮を要する者

(労働基準法施行規則12条の6)